

じんけん瓦版 第44号

発効日：2012年4月15日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

「隣人を自分のように」

司祭 井口諭

口語訳聖書は「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」でした。新共同訳聖書は「隣人を自分のように愛しなさい」です。岩波聖書(佐藤研訳)は「お前は、お前の隣人をお前自身として(のように)愛するであろう」としています。人間は、自分自身を愛することが前提であるかのように訳されていましたが、実はそうではないのです。新共同訳聖書では、「隣人を自分のように愛(大切に)しなさい」と原文に近く訳しています。また、岩波聖書では「愛しなさい」という命令文ではなく、「愛するであろう」と原文通りの未来形にしています。神の恵みによって、人は隣人を自分自身のように愛(大切に)することができるだろうと言うのです。神の恵みによってです。

2011年3月11日14:46にマグニチュード9.0の大地震が発生して、東日本の青森県から千葉県までの太平洋沿岸に巨大津波が押し寄せました。犠牲者は1万5千人以上、まだ行方の分からない方々が4千人を超えています。忘れようとしても忘れられない出来事です。多くの方々が仮設住宅やより遠方での避難生活を強いられています。元の生活を取り戻すのには、どれほどの時間が必要なのか分かりませんが、復興の槌音が聞こえ始めています。

ところが、福島第1原発の周辺は槌音どころか、立ち入り禁止区域が広がっています。大地震で炉心は急停止しましたが、その後の大津波によって全ての電源が失われ、炉心冷却不能に陥り、翌12日15:36水素爆発がおこり、大量の放射能をまき散らしました。避難区域ではないところの住民も、若い小さな子どもがい

る家庭は近隣の町や他県、遠方に避難しています。その人たちが10万人を越えています。これは、大地震と大津波への対策をおろそかにした人災です。



爆発した福島第1原発

原子炉立地審査指針によると、原発は安全であるが人口の少ない過疎地につくるようにとあります。安全であるならば、大都市につくっても良さそうなものですが、危ないものは過疎地につくって大量のお金で口封じをします。人口の少ない田舎であっても命は、大都会の人の命と同じです。原発は差別の中に成り立っています。54基が過疎地につくられ、たくさんの立地給付金がばらまかれ、過疎地はそれなしにはあり得ないという意識を植え付けられます。

浜岡原発の運転差止め訴訟に関わってきたルーテル教会の内藤新吾牧師は「福島原発事故が起こっても、教会は社会の問題とは関係ないと言えるのか。…しかし、もしそれでも教会はこうした社会の問題と関係ないと言うのなら、私は、『それならば、クリスチャンが増えれば増えるほど、世の中は悪くなる』とお答えし

よう」と述べています(「原発とキリスト教」)。同じ書籍の中に、英国教会エネルギー委員会が「事故が起これば原子炉の廃炉化費用は莫大な上、放射能漏れともなれば、セシウム、プルトニウムなどの放射性物質は半減期が長く、幾世代にもわたって癌や生殖機能障害を誘発する。幸い事故がなくても、使用済み核燃料棒処理の次世代への先送りは、貯蔵や廃棄方法が未解決なことを考えれば、世代間正義からも重大な疑義を孕む」(2010年4月)と答申しています。環境問

題は、教会の大きな関心事でありますし、そこに隣人愛が根ざしています。

東京教区第118(定期)教区会にて、議案第2号「日本聖公会東京教区として原発の廃止を政府に要望する」が過半数を僅かに超えて可決されました。57人の賛成者の方々に感謝します。再生自然エネルギーを推進して、早急に原発を廃止するように要望します。野田佳彦総理大臣の原発再稼働は決して容認できません。

教区会で採択された政府に対する要望書

4月17日(火)内閣府に直接手渡します。

内閣総理大臣 野田佳彦殿

経済産業大臣 枝野幸男殿

原発事故の収集及び再発防止担当大臣 細野豪志殿

すべての原発廃止を要望します

～安全・安心を奪われた人々と豊かな美しい自然のために～

聖書は、神が創られた世界の中で、神に生かされている者としての自己の「いのち」を十分に生き、また同時代の他の「いのち」を十分に生かすことを語っています。人間が神をも利用し神のように振る舞い、自然を支配することをすどく批判しています。

今回の原発事故は、原発が人間だけではなく神の被造物すべてに危険をもたらし、負の遺産を地球規模で次世代に遺すものであることをわたしたちに告げています。わたしたちは経済を優先させる社会・世界にするのか、それとも「いのち」を大切に考えるのかが今問われています。

1. 事故は起こるべくして

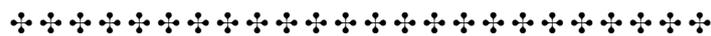
2011年3月11日午後2時46分にマグニチュード9.0の大地震が発生して福島第1原発の原子炉は緊急停止しました。その41分後の午後3時27分の大津波によって全ての建屋が浸水し全ての電源が失われ原子炉や使用済燃料プールが冷却不能に陥りました。非常用復水器が機能していないにも拘わらず放射能によってそれすらも確認できませんでした。翌12日午後3時36分に水素爆発が発生。その後、「炉心溶融」が起りましたが、政府は「直ちに人体に影響を及ぼすものではない」と偽りを繰り返しました。事故後、関係者たちから『想定外の事象が起こった』との発言が相次ぎましたが、「どんなに発生確率が低い事象であっても『あり得る事は起こり得る』と考えるべきである」と政府の福島第1原発事故調査・検証委員会が中間報告で指摘しています。また、「民営である電力事業者が、発生確率が低い津波などへの対策に前向きでないのは、ある意味当然で、自主保安の限界を示す」とも述べています。事故を未然に防げず且つ事故処理もできない技術は技術ではありません。原発の廃止を要望します。

「日の丸・君が代」関連のこれまでの最高裁判決は、いずれも「起立・斉唱」命令を思想・信条の自由(19条)に違反していないとしており、本年1月16日の第1小法廷判決は、減給以上の処分は裁量権の乱用と東京都を戒めたものの戒告処分は認めました。信教の自由(20条)に関しては触れないままですが、信仰により「不起立」「不斉唱」あるいは「ピアノ伴奏拒否」を貫き、東京都から処分を受け続ける教師たちのためにも、私たちは「祈りの会」を続けています。1999年の「国旗・国歌法」制定時、「強制を危惧する」反対声明が多くのキリスト教教派・団体から出されました。人権委員会は、「10.23通達」による被処分者の中に信徒がいることを知り、2008年7月に「日の丸・君が代」強制問題に取り組む会を発足させ、11月の教区会前夜に第1回祈りの会を開催しました。その後も、東京都教育委員

会宛要望書(2010年2544筆)の提出、学校長や区教育委員会等への要望などとともに「祈りの会」を継続しており、2010年からは『超教派キリスト者の会』として活動を続けています。

今年、1月16日の最高裁判決後も都教委は1月24日「入学式、卒業式等における国旗掲揚および国歌斉唱について」実施されるよう万全を期していくと宣言しました。新聞等でも報道されているように、大阪府でも、「教育基本条例」の制定に続き、都教委を上回る処分が始まっています。そして、「強制」は指導の名のもとに教員だけでなく、生徒・保護者にも及び始めています。信教の自由が一層脅かされつつある今こそ、キリスト教に連なる各教派・団体に「強制反対の声明」を是非お願いしたいと思います。

(文責:人権委員会 森田信也)



世界AIDS・DAY記念礼拝

石崎眞子 (聖路加礼拝堂)

2011年12月4日、牛込聖バルナバ教会でエイズデー記念礼拝を行いました。カソリック、プロテスタント、聖公会のエキュメニカルな礼拝です。今年は礼拝の中でHIV/AIDSの方々と日々共に過ごす時を持っている二人の女性のお話をメッセージとして聞きました。

一人はクリスチャンである看護師さん。彼女の職場はエイズ拠点病院でも先端医療設備の整った病院でもありません。家や仕事を持ってHIVウィルスに感染し十分な治療も受けられずエイズを発症してしまった患者さんのところへ出かけていくのです。患者さんの体を清潔にし痛みのあるところをさすり彼女はHIV/AIDSの方々に寄り添います。時々声を詰まらせながら静かに彼女の仕事の現実を私たちに伝えてくれました。

もう一人の方はボランティアさん。彼女はHIV/AIDSの方々の様々なニーズに答えます。入

院中の方の着替えなどの洗濯や食事介助や話し相手。在宅で治療中の方の生活介助、部屋の掃除や日用品の買い物などをしていきます。彼女は特別な技術や資格や信仰は持っていません。主婦として過ごしている時間の中にHIV/AIDSの方々と共に過ごす時間を持っているのです。彼女は自分の活動を、HIV/AIDSの方々に寄り添う様子を何も特別なことではないと思えるように淡々と語ってくれました。



私たちは神様に与えられた命を生きてゆく中で、ほとんどの人が何らかの病気になった経験があると思います。HIV/AIDSもその病気の一つなのです。病名やその病気の性質で差別されることなく誰もが自分の出来ることでお互いに向き合い、日々共に生きていくことが出来るよう心から祈りました。

改定入管法の問題点

いま日本に住む外国人は、210 万人以上となります。外国人登録者の出身国（地域）数は 190 カ国に及び、ほぼ全世界から日本に来て働き、生活していることとなります。また、日本国籍を取得した外国人や、日本人と外国人との国際結婚から生まれた「ダブルの子ども」たちなど、外国にルーツを持つ「日本国民」も急増しています。

このように日本社会は今、「多国籍化・多民族化」が進行しています。しかし日本では、諸外国では設けられている人権法制度、たとえば国内人権機関や人種差別撤廃法、外国人の地方参政権、国際結婚家庭に対する多文化家族支援法、複数国籍の承認など、もっとも基本的な人権法制度が、いずれも実現していないのです。

その一方で 7 月 9 日、入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定法が施行されます。その改定法の実施に伴って、外登法は廃止されます。

これまでの外登法では、日本に 90 日以上滞在する「すべての外国人」を対象にしてきました。ところが、改定法は、「中長期在留者」という新しいカテゴリーを設けて、特別永住者／中長期滞在者／非正規滞在者に分断し、「中長期滞在者」をこれまで以上に徹底的に管理する／「非正規滞在者」をこれまで以上に徹底的に排除する——という法制度を作り上げました。

とりわけ中長期在留者（約 170 万人）に対しては、さまざまな管理制度が新設され、それらが彼ら彼女らの日常生活をくまなく監視することになります。たとえば住居地変更の届出が 14 日を超えて遅れた場合、日本人にも「住民基本台帳法での行政罰：5 万円以下の過料」が定められていますが、実際にはほとんどが始末書 1 枚で済んでいます。しかし、中長期在留者の外国人に対しては、それに加えて「入管法での刑事罰：20 万円以下の罰金」、さらに 90 日を超えて届出が遅れてしまったら「入管法での在留資格取消し（退去強制）」になります。また、中長期在留者の外国人が常時携

帯を義務づけられる「在留カード」の記載事項に、「就労制限の有無」が表示されることとなります。在留カードの中央に囲み罫で①「就労不可」、②「就労制限なし」、③「在留資格に基づく就労活動のみ可」のいずれかが太字で記載されます。このように在留外国人を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「労働力商品」か否か、とみなす発想に基づくものです。これは、日本社会に暮らし「地域社会」を日本人と共に構成している外国人一人ひとりの「人間としての尊厳」をふみにじるものです。

16 歳の誕生日を迎えた外国籍の高校生のことを考えてみましょう。その多くが「永住者」「定住者」「家族滞在」という在留資格となっている生徒は、16 歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ行って、顔写真つきの在留カードを受領し、それを常時携帯しなければなりません。しかも、そのカードには、在留資格によって「就労不可」「就労制限なし」と記載されます。その上、在留資格が「家族滞在」となっている高校生は、別途、地方入管局で、「資格外活動許可」を得なければアルバイトもできません。このような在留カードを常時携帯させ、しかも、日本への再入国のたびに指紋と顔画像を繰り返し登録させる。それを 16 歳の子どもたちに強いる国家と社会は、それこそ醜悪です。この改定法を支えているのは、日本人であり、この日本社会なのです。

（外国人入管法連絡会

「ともに生きる」1 万人宣言 より抜粋）

~~~~~

改定入管法の施行により、人権政策がまったく不在のまま、究極の「外国人監視・管理」制度が作られようとしています。別掲のとおり「7 月実施の改定入管法と外国人」について講演会を開催します。一人でも多くの方の出席をお待ちしています。

日本聖公会東京教区（人権委員会）  
じんけん週間プログラム

## 7月実施の改定入管法と外国人

—入管法・入管特例法・住民基本台帳法—

講師：佐藤信行さん（在日韓国人問題研究所(RAIK)所長）

日時：2012年6月9日(土) 14:00～16:00

会場：牛込聖公会聖バルナバ教会

主催：東京教区人権委員会

お問い合わせ：佐々木國夫 TEL：090-8593-6129

### 日の丸・君が代 連続シンポジウム 第一回「信仰と国家儀礼」

日時：2012年4月28日(土) 13:00～16:00

場所：浅草聖ヨハネ教会

会費：会場費・資料代 1000円

- ① 報告「教育現場から…」 井黒 豊（都立高校数学科教諭）
- ② 「国家儀礼としての学校儀式 — その構造と含意」  
野崎 美夫（都立高校社会科教諭）  
コメンテーター：高橋 哲哉教授（東京大学・哲学）
- ③ 「日の丸・君が代強制と信教の自由：聖公会の立場から」  
李 民洙（東京教区司祭、歴史・宣教師）  
コメンテーター：香山 洋人司祭（千住基督教会・アジア神学）

お問い合わせ：井黒 豊 TEL：090-2641-4463 Mail：[y.iguro48@nifty.com](mailto:y.iguro48@nifty.com)

後援：人権委員会「日の丸・君が代」強制問題に取り組む会

### 「無実の人をささえる～守大助さんの再審早期開始を願って」

仙台北陵クリニック事件で、無実にもかかわらず無期懲役が確定した  
守大介（もりだいすけ）さんを支える集い

日時：6月2日(土) 14:00～16:00

場所：立教大学交友会館

会費：1000円（会場費、資料代）

第1部 布川事件で無実が確定した桜井昌司さんのお話

第2部 守大助さんのご両親からのメッセージ

主催：「一羊会」（正義と平和協議会加盟団体）

お問い合わせ：森田 麻里子 email：[thepauls@jcom.home.ne.jp](mailto:thepauls@jcom.home.ne.jp)